

平成 24 年 3 月 16 日
企業会計基準委員会

実務対応報告第 29 号

「改正法人税法及び復興財源確保法に伴い税率が変更された事業年度の翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用に関する実務上の取扱い」の公表

公表にあたって

平成 23 年 12 月 2 日に、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号。以下「改正法人税法」という。）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号。以下「復興財源確保法」という。また、改正法人税法と復興財源確保法を合わせて、以下「改正法人税法等」という。）が公布されました。これを受けて、当委員会では、平成 24 年 1 月 20 日に、改正法人税法等の公布日を含む事業年度に係る四半期会計期間を適用対象として、実務対応報告第 28 号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 28 号」という。）を公表しております。さらに、改正法人税法等の公布日を含む事業年度の翌事業年度以降における税金費用の取扱いについては、当委員会で引き続き検討することとしていましたが、この改正法人税法等により、税効果会計の計算に適用される税率が複数存在する状況が一定の期間にわたり続くことに鑑み、今般、必要と考えられる実務上の取扱いを明らかにすることとしました。

平成 24 年 3 月 15 日開催の第 240 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 24 年 2 月 3 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

以下の概要は、本実務対応報告の内容を要約したものです。

■ 年度決算と同様の方法により税金費用を計算している場合（Q1）

改正法人税法等の公布に伴い税率が変更された事業年度の翌事業年度以降に、年度決算と同様の方法により税金費用を計算している場合には、次のとおり取り扱われる。

- ▶ 繰延税金資産及び繰延税金負債は、原則的な考え方により、回収又は支払が行われると見込まれる期に対応した改正後の税率により計算する。復興特別法人税額が上乗せされる期間に回収又は支払が行われると見込まれる繰延税金資産及び繰延税金負債については、復興特別法人税額を上乗せした税率で計算する。
- ▶ スケジューリングが不能な一時差異については、一律に復興特別法人税額を含まない税率で繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する。

■ 四半期特有の会計処理により税金費用を計算している場合（Q2）

改正法人税法等の公布に伴い税率が変更された事業年度の翌事業年度以降に、四半期特有の会計処理により税引前四半期純利益に見積実効税率を乗じて税金費用を計算している場合には、次のとおり取り扱われる。

- ▶ 税効果会計の計算に適用される税率が複数のときは、税率の変更年度と同様に、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」（以下「中間税効果実務指針」という。）第 10 項に準じて見積実効税率を算定する。
- ▶ 当事業年度に発生が見込まれる一時差異等のうち復興特別法人税が課税されない期間に解消が見込まれる額が重要ではない場合など、税効果会計の計算に適用される税率が複数であることによる影響が重要ではないと見込まれる場合には、中間税効果実務指針第 9 項に準じた見積実効税率により税金費用を計算することができる。

■ 適用時期等

- ▶ 本実務対応報告は、改正法人税法等の公布日（平成 23 年 12 月 2 日）を含む事業年度の翌事業年度に係る第 1 四半期会計期間から適用される。
- ▶ 本実務対応報告の適用については会計方針の変更として取り扱わない。

以 上

【参考資料】本実務対応報告と実務対応報告第 28 号との比較

<p style="text-align: center;">本実務対応報告 (適用対象：改正法人税法等の公布日を含む事業年度の翌事業年度以降に係る四半期会計期間)</p>	<p style="text-align: center;">実務対応報告第 28 号 (適用対象：改正法人税法等の公布日を含む事業年度に係る四半期会計期間)</p>
Q1 年度決算と同様の方法により税金費用を計算している場合	Q1 年度決算と同様の方法により税金費用を計算している場合
A (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算について	A (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算について
A (2) スケジューリングが不能な一時差異に係る計算について	A (2) スケジューリングが不能な一時差異に係る計算について
(記載を省略している。)	A (3) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産について
Q2 四半期特有の会計処理により税金費用を計算している場合	Q2 四半期特有の会計処理により税金費用を計算している場合
A (1) 基本的な取扱いについて	A (1) 四半期特有の会計処理による方法について
(記載を省略している。)	A (2) 税率変更後の見積実効税率の算定について
(上記Q2A (1)に含む。)	A (3) 繰延税金資産等の期首残高から税率変更の影響を計算する取扱いについて
A (2) 複数税率の影響が重要ではない場合の取扱いについて	A (4) 法定実効税率を使用する場合の取扱いについて
(取扱いを定めていない。)	(取扱いを定めていない。)
(取扱いを定めていない。)	Q3 適時に一時差異等のスケジューリングを行うことが実務上困難な場合